

ひとさし指の自由

畠山 襄 *Noboru Hatakeyama*
(一財) 国際貿易投資研究所 理事長

大沼保昭先生、貴方を「左」と言う人は、貴方をよく知らない人達だ。彼らは貴方が十分な深さと柔軟性を持った思索家であることを知る前に、残念ながら競争のボートから降りてしまったのだ。これは彼らの責任であって、貴方の責任ではない。

貴方と僕との関係は、東大教授と通産官僚との初対面らしくない形で始まった。私は当時、通商産業省貿易局長を拝命し、同局長を囲む懇談会を設置して、その中に何人かの大学教授をメンバーとしてお願いしていた。

ところが、大沼教授に関しては部内から反対があった。「同教授は左だから」貿易局長を囲む懇談会のメンバーとしてふさわしくない、と本件担当の課長が主張したのだ。私はその意見を採用しなかった。大沼教授が当時の中央公論（1984年8月号）に書いた論文「ひとさし指の自由のために」が極めて説得的であったからだ。

言うまでもなく、当時、日本に滞在する外国人は指紋を押捺することが義務付けられていて、これが外国人をおしなべて犯罪者扱いする入国管理当局のいわば理論的法的根拠となっていた。大沼氏は上記論文によってその入国管理当局の理論的根拠を攻撃したのだから、通産省の担当事務当局がそれに抵抗したのはある意味で至極当然であって、変わっていたのはむしろ当時の通産省貿易局長の潜在意識の方であったのかもしれない。

その経緯はともかく、こうして大沼氏は通産省貿易局長の懇談会のメンバーとなり、ココム違反の輸出に対する罰則の強化などで大活躍をされるこ

ととなった。具体的には、ココム違反の罰則をそれまでの3年以下の懲役から5年以下の懲役に強化するなどの進展が見られた。

大沼氏の論文が指摘する程には、日本の労働市場の国際化は進まなかった。これは、ひとつには我が国の農林水産品の輸出入両面にわたる競争力の停滞、2つ目は我が国工業製品の輸出面の競争力低下、3つ目は農業関係役務産業競争力の低下が理由として挙げられる。

一般論で言えば、我が国政府の審議会や懇談会（以下「審議会等」という）の運用には大いに問題がある。いうまでもなく、審議会等のそれはメンバーにその分野の専門家か、他の分野であっても極めて深い知識を有していると認められる者が任命される。しかしながら、その審議会等を預かる事務当局の多くが期待するのは、当該審議会等がスムーズに完了することであって、実質的な討議ではない。有名な諸先生方を並べてこれらの有識者の方々にもご了承いただいた、という箔付けをもらいさえすれば十分であって、それ以上は不要なのだ。これでは、何のために「ご多忙な」有識者にお集まりいただいたのか趣旨不明である。

筆者はある政府系金融機関の諮問委員会の委員をしていたことがあり、そこで何回か質問をしたことがある。帰りのエレベーターの中で一緒になったその政府機関所管の役所の次官経験者から、「この諮問委員会はシャンシャンとつつがなく終わるのが普通だと考えられているのですが、畠山さんはどうお考えなのですか」と問われて唖然としたことがある。

結論は簡単である。このようなシャンシャン委員会など廃止することだ。そうすれば、その道の専門家本来の業務に専念できる。

本題に戻り、大沼先生は国際法だけではなく、何とスキーも小生に教えて下さった。生来スポーツ一般が苦手な小生としては、東大出のスキーヤーなどたかが知れたものだろうと、先生の御厚意を甘んじて受けた。しかし、用心深い小生としてはこれが大失敗で、山寺に行った時は生まれて初めて霧氷の絶景を見た。

そのような貴重な体験をさせてくれた大沼先生と、そう遠くない将来、小生もご一緒することになるだろう。先生、それまでどうか安らかにお休み下さい。